

その他の提案

1 関係府省における予算編成過程での検討を求める提案

(1) 日本創生のための将来世代応援知事同盟の共同提案

No	提案項目 (発案県) 【所管府省】 (根拠法令等)	概 要	回答 (各府省)
1	児童養護施設における家庭支援専門相談員の充実に係る要件の見直し (宮崎県) 【厚生労働省】 (「児童福祉法による児童入所施設措置費等国庫負担金について」 (平成 11 年 4 月 30 日付け厚生省発第 86 号))	【現状】 児童養護施設における家庭支援専門相談員の定数は 1 であるが、入所児童や地域の児童の状況に応じたきめ細やかな支援が十分行えない。 【提案】 2 人配置した場合には 2 人分の保護単価を支給する。	平成 31 年度予算案においては、ご要望の内容は盛り込んでいないが、「経済財政運営と改革の基本方針 2018(平成 30 年 6 月 15 日閣議決定)」を踏まえつつ、必要となる財源と合わせて、他の改善事項とともに児童入所施設措置費等国庫負担金全体の中で次年度以降の予算編成過程において引き続き検討していく。

2 提案団体から改めて支障事例等が具体的に示された場合等に調整の対象とする提案

(1) 長野県の提案

No	提案項目 【所管府省】 (根拠法令等)	概 要	理由 (今後検討、調整が必要な事項)
1	特別非常勤講師の教授可能範囲の拡大 【文部科学省】 (教育職員免許法)	<p>【現状】 特別非常勤講師の教授可能範囲が「教科の領域の一部に係る事項」に限定されており、年間を通じて教科のすべての分野の授業を行えない。</p> <p>【提案】 小学校の教科「外国語（英語等）」については、教授可能範囲を「教科の領域のすべて」に拡大。</p>	<p>現行制度においても、特別免許状等を活用し、英語に関する専門的知識やスキルを持った人材を配置することは可能であり、現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性を具体的に示すことが必要。</p>
2	教員免許失効後の一定期間における救済措置 【文部科学省】 (教育職員免許法)	<p>【現状】 現職教員の免許失効時に失職の猶予等の救済措置がない。</p> <p>【提案】 運転免許証と同様、免許失効後の一定期間を救済措置期間とする。</p>	<p>現行制度においても、教員免許失効後に特別免許状等の活用により、雇用・救済することは可能であり、現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性を具体的に示すことが必要。</p>
3	一定の教員実務経験がある60歳以上の者の教員免許更新制の適用除外 【文部科学省】 (教育職員免許法)	<p>【現状】 定年退職した元教員に産育休等の代替教員を依頼する場合、その者の免許状の修了確認期限が経過していると、更新講習を受講した後でなければ採用できない。</p> <p>【提案】 一定の教員実務経験がある60歳以上の者は教員免許更新制の対象外とする。</p>	<p>現行制度においても、特別免許状等の活用により、雇用することは可能である。また、更新講習の目的が、その時々で求められる教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることで教員が自信と誇りを持って教壇に立ち、社会の尊敬と信頼を得ることを目指すものであることから、現行制度の支障事例、制度改正による効果等制度改正の必要性を具体的に示すことが必要。</p>

No	提案項目 【所管府省】 (根拠法令等)	概 要	理由 (今後検討、調整が必要な事項)
4	職業能力開発短期大学校から大学への編入学 ※日本創生のための 将来世代応援知事 同盟の共同提案 【文部科学省】 (学校教育法等)	【現状】 職業能力開発短期大学校の修了者は大学に編入学できない。 【提案】 修了者の大学への編入学を可能とする。	「構造改革特別区域の提案等に対する今後の政府の対応方針」(平成 29 年 9 月 27 日構造改革特別区域推進本部決定)において、関係府省庁において今後前向きに検討を進める規制改革事項として整理され、その見直しの方向性が決定されており、その効果を検証するのに十分な期間が経過していない事項であって、その後の新たな情勢変化等の記述がないものであるため。

(2) 日本創生のための将来世代応援知事同盟の共同提案

No	提案項目 (発案県) 【所管府省】 (根拠法令等)	概 要	理由 (今後検討、調整が必要な事項)
1	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化 (三重県) 【内閣府、文部科学省、厚生労働省】 (児童福祉法等)	【現状】 幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助制度について、以下のとおり分かれて実施されている。 保育所相当部分：厚生労働省 幼稚園相当部分：文部科学省 【提案】 補助制度を一元化する。	平成 27・29 年の提案募集において議論済み。 平成 29 年の対応方針では、「認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされ、書式の統一など一定の事務改善が図られているため、例年通りの支障だけでなく、新たな支障事例を示すことが必要。(例えば、全国知事会等の提案として調整していくことや、関係府省への要請対応と併せて提案を行っていくこと等が考えられる)

No	提案項目 (発案県) 【所管府省】 (根拠法令等)	概 要	理由 (今後検討、調整が必要な事項)
2	<p>地域少子化対策重点推進交付金の審査方式の簡略化 (宮崎県)</p> <p>【内閣府】 (地域少子化対策重点推進交付金実施要綱)</p>	<p>【現状】 有識者による審査について、費用の積算根拠等の確認に多大な労力を要する。</p> <p>【提案】 企画内容と費用の概算での審査を行う。</p>	<p>H29 の提案 「地域少子化対策重点推進交付金の申請手続き等の明確化、簡素化」について、内閣府より、「地域少子化対策重点推進交付金に係る申請・審査手続については、地方公共団体の申請と国の審査が円滑に行われるよう、引き続き審査の観点や計画書の記載例、コストの目安等の明示、優良事例の公表、有識者審査の効率化等の充実を図ることとし、地方公共団体に今後実施する予定の説明会等を通じて平成29年度中に周知する。」旨の回答が示されており、対応が措置されてから間もないこと及び、昨年の提案と支障事例がほぼ同様のものであり、新たな情勢変化等がない。ただし、内閣府からは、フォローアップ回答において、交付金の更なる運用の改善の対応を進めていく旨が示されているところ。</p>
3	<p>幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金の一本化 (宮崎県)</p> <p>【内閣府、文部科学省、厚生労働省】 (認定こども園施設整備交付金交付要綱、保育所等整備交付金交付要綱)</p>	<p>【現状】 幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助制度について、以下のとおり分かれて実施されている。 保育所相当部分：厚生労働省 幼稚園相当部分：文部科学省</p> <p>【提案】 補助制度を一元化する。</p>	<p>平成 27・29 年の提案募集において議論済み。</p> <p>平成 29 年の対応方針では、「認定こども園施設整備交付金及び保育所等整備交付金については、申請に関する書類の統一化を図るなど、幼保連携型認定こども園等を整備する際の地方公共団体の事務負担を軽減する方向で検討し、平成 29 年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。」とされ、書式の統一など一定の事務改善が図られているため、例年通りの支障だけでなく、新たな支障事例を示すことが必要。(例えば、全国知事会等の提案として調整していくことや、関係府省への要請対応と併せて提案を行っていくこと等が考えられる)</p>

(3) 追加で共同提案を行ったもの

No	提案項目 【所管府省】 (根拠法令等)	提案団体	概 要	理由 (今後検討、調整が 必要な事項)
1	保安林に関する事務の権限移譲 【農林水産省】 (森林法)	徳島県、滋賀県、京都市、兵庫県、鳥取県、高知県	【現状】 重要流域であるか否かによって保安林解除の権限が農林水産大臣と都道府県知事に分かれており、公共事業の実施に当たり解除手続きに時間がかかる。 【提案】 都道府県知事に権限を委譲する。	平成 26 年の提案募集において同様の提案があり、平成 26 年対応方針では、「国と当該流域の県が協議を行い、協議が整った場合、重要流域の指定を外すことにより、当該流域の保安林の指定・解除の権限を都道府県に移譲する」との方向性が示されているため、新たな状況変化等を示すことが必要。
2	居宅介護支援事業所の管理者の要件に係る経過措置期間の延長等 【厚生労働省】 (指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令)	大阪府、滋賀県、京都市、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合	【現状】 経過措置期間である平成 33 年 3 月 31 日までに主任介護支援専門員の研修を終了できず、廃業を余儀なくされる場合が想定される。 【提案】 経過措置期間を平成 36 年 3 月 31 日までとする。	主任介護支援専門員となるための研修の受講資格については、必ずしも 5 年以上の事務経験を必要としない(研修の受講要件は、「～以下(1)から(4)までのいずれかに該当し、かつ～」とされており、5 年以上の実務経験はこの(1)～(4)の要件の 1 つにすぎない。)ことから、他の要件を満たすことで支障事例の解決は図れるのではないかと提案団体に確認したところ、大阪府では、要件の 1 つである「その他、介護支援専門員の業務に関し十分な知識と経験を有する者であり、都道府県が適当と認める者」という要件を活用し、「常勤専従で 5 年」とされているところを「常勤で 5 年」と緩和するなど既に活用をおこなっているところである。しかしながら、他の都道府県においては、「実務経験 5 年」という要件にとらわれずに要件を設定している県もあるため、大阪府において同様に要件緩和ができない支障事例を確認したが、示されなかったことから、具体的支障が示された場合に調整を行う案件として整理した。